
プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 第 107 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 107 回企業会計基準委員会（2023 年 7 月 26 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

株式分配実施会社の税効果

（連結財務諸表固有の一時差異に準じるものとする取扱い）

2. 基準開発ケースは、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第 4 項の定義に直接当てはまらないが、連結財務諸表固有の一時差異に準ずるものとする事務局提案に同意する。
3. 事務局の提案に反対しないが、結論の背景等の記載についての検討に時間を要するようであれば、実際に税制非適格となる取引が生じる可能性は低いと考えられるため、今後の進め方については早期の基準開発完了を優先すべきである。
4. 留保利益とそれ以外に分けて整理しているように読めるが、留保利益に係る連結財務諸表固有の一時差異については、売却等により解消するものと配当によって解消するものがあるため、区別できるように記載を工夫してはどうか。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案

（対象取引の記載）

5. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等適用指針」という。）第 10 項(2)の「子会社」の前に「完全」を追加するかどうかについて、今回の基準開発の対象となるケースでは、完全子会社株式を配当する場合に限って適正な帳簿価額での会計処理を提案しており、その前提である自己株式等適用指針第 10 項(2)の定めについても「完全」を追加して明確化の方が良いと考える。

6. 今回の基準開発のコンセプトに合致していること、米国会計基準でも帳簿価額で会計処理する場合について完全子会社に限定していないこと、さらに追加した場合には今後の基準開発時を行う際に制約となる可能性があることを踏まえると、自己株式等適用指針第10項(2)について「完全」を追加しない方が良いと考える。

(帳簿価額による会計処理の論拠)

7. 帳簿価額による会計処理の論拠として、総体としての株主の観点での投資が継続しているとの説明を行う事務局提案に賛成する。
8. 総体としての株主にとって投資が継続しているというのは、基準開発の対象以外の現物分配にも当てはまり得る考え方であり、この考え方を強調し過ぎることには懸念がある。これまで事務局の整理のとおり、自己株式等適用指針第10項(2)の延長線上という整理の方が適切と考える。

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案**(帳簿価額による会計処理の論拠)**

9. 個別財務諸表において現物配当に係る損益を計上しない取扱いを設けたのと同じ理由から連結財務諸表上でも損益を計上しない取扱いとしている点について、この場合、適切な帳簿価額で配当という意味が個別財務諸表では個別上の適正な帳簿価額で配当したとして会計処理し、連結財務諸表では連結財務諸表上の適正な帳簿価額で配当したとして会計処理するという意味になるが、重要なポイントと考えられるため、そのことについて記載しなくてよいのか。

(その他)

10. 連結財務諸表で投資の修正額を調整する場合に、個別財務諸表の会計処理に基づいて配当を修正するという事務局提案は理解を得やすいものであると考える。
11. 個別財務諸表上で損益を計上しない取扱いをすることを前提とすると、連結財務諸表上も損益を計上しないという事務局提案に同意する。その際、連結上の適正な帳簿価額で配当したとするのであれば、連結株主資本等計算書においてどのように表示するかもあわせて議論すべきと考える。

12. 連結財務諸表上において損益を計上しない理由について、個別財務諸表において現物配当に係る損益を計上しない取扱いを設けたのと同じ理由としか記載していないが、参照先を記載する等の工夫が必要と考える。

以 上